

観音寺市営住宅退去手続きについて

市営住宅を退去する（明渡す）ときは、次の手続きを行ってください。

1. 退去届の提出

- 市営住宅を退去されるときは、退去日の15日前までに「退去届」を提出してください。
- 大鞆西団地と道溝団地で駐車場の使用許可を受けている方は、「駐車場明渡届」も提出してください。

2. 退去検査までに行っていただくこと

※□にチェックしてみてください。

- 入居者に行っていただく修繕
 - ・すべての畳表の取替え } 入居期間の長短にかかわらず取替えしてください。
 - ・すべての襖の張替え } 注意：業者施工に限る。
 - ・入居者が破損、汚損した箇所の修繕（ガラス、壁、クロス、その他備品等）
注意：入居者から業者へ依頼し、修繕費は業者へ直接支払ってください。
敷金での相殺はできません。
- 家財の搬出、入居者が設置した設置物の撤去（エアコン、浴槽、風呂釜、網戸等）
注意1：（外部）倉庫内、自転車置き場の物も忘れずに搬出してください。
注意2：次の入居者への金銭による風呂釜等の斡旋はしません。
- 室内、ベランダ、倉庫、庭の清掃（落書きを落とす、シール・ポスターを剥がす、入居者が植えた樹木や花の撤去等）
- 流し台、浴槽、洗面所の排水口の清掃
- 流し台、その周辺（食器棚、水切り棚、壁、換気扇等）の油污れの清掃
- トイレの汲み取り、便器等清掃
- 増築物（附属工作物）の撤去
- 模様替え箇所の原形復旧
- 不用品・ごみの処分
- 電気、ガス、水道、電話等の停止手続き、料金精算
- 自治会への退去の連絡と自治会費、共益費の精算
- 住民票の異動届、
- 郵便局等への転居届

3. 退去検査への立会い

- 市営住宅監理員が上記2の修繕等について検査を行いますので、立会いしてください。
- 当日は、お貸ししている鍵と印鑑を持参してください。
- 2の家財の搬出、修繕等が完了しましたらご連絡ください。検査日時を調整します。
注意：退去検査の際、上記2の修繕等が完了していない場合は、完了後再検査をします。

4. 鍵の返却（明渡完了）

- 退去検査に合格すれば、鍵をすべて（不足する場合は補充して）返却してください。
- 鍵の返却日が部屋の明渡日となり、この日まで家賃（駐車場使用料）がかかります。
注意：明渡日が月の途中の場合は、日割り計算により家賃を算出します。

5. 敷金・家賃等過誤納付金還付請求

- 敷金を納めている方は、敷金払戻請求書を提出してください。
- 明渡月の家賃、駐車場使用料が日割りとなる場合で、すでに明渡月分を収めている方は、過誤納付分をお返ししますので、各還付請求書を提出してください。
- 鍵返却の際、各請求書に署名・捺印をお願いします。

6. 敷金・家賃等過誤納付金受領・精算

- 敷金等還付日をご連絡しますので、印鑑と不足額がある場合は不足額を持参のうえ受領に来てください。
- 敷金、家賃等過誤納付金を一旦全額還付しますので、各領収書に署名・捺印をお願いします。
- 未納家賃、未納駐車場料金がある場合は、還付した敷金等から納めていただきます。
- それでも未納がある場合は、敷金等還付日に一括で収めていただきます。
- 一括払いできないと認められる理由がある場合は、分納誓約書を徴収します。

<問い合わせ・連絡先>

〒768-8601

香川県観音寺市坂本町一丁目1番1号

観音寺市役所 都市整備課 住宅係

電話 0875-23-3955